

茨社協第3218号  
平成31年2月27日

茨城県老人福祉施設協議会 様

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会  
会 長 関 正 夫  
(印章省略)

平成31年度共同募金運動に係る意見について (依頼)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成31年度共同募金会運動の実施にあたり、社会福祉法第119条の規定に基づき、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法について、本会が茨城県共同募金会に意見を提出することとなっております。

つきましては、業務ご多忙の折とは存じますが、貴会のご意見を下記により賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、共同募金運動に係わる以外のご意見については、意見提出の際に記載することが出来ませんのでご了承下さい。

記

1 提出期限

平成31年3月22日 (金)

2 提出方法

別紙「社会福祉法第119条に基づく平成31年度共同募金に対する意見」にご記入のうえ、FAX、郵送またはEメールにてご提出ください。

なお、Eメールの場合はwordソフトにて作成いただければ、自由様式といたします。

3 添付資料

- ・「茨城県共同募金配分金等取扱要領」
- ・平成30年度助成計画
- ・参考「社会福祉法第119条に基づく共同募金に対する意見」(平成30年度提出)

4 問い合わせ及び提出先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 総務企画部 (担当 松本)

〒310-8586 水戸市千波町1918 TEL: 029-241-1134 FAX: 029-241-1434

Eメール matsumoto@ibaraki-welfare.or.jp

茨城県社会福祉協議会 総務企画部：松本行

FAX：029-241-1434

【別紙】

社会福祉法第119条に基づく平成31年度共同募金に対する意見

平成31年 月 日

社協・団体名 \_\_\_\_\_

提出期限：平成31年3月22日（金）

# 平成30年度 共同募金運動に係る意見

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

## 1 募金運動について

募金の使途・目的について、より分かりやすい広報手法の検討や媒体の開発・充実とともに、年間を通じての積極的なPRを行っていただきたい。

広報媒体への表現方法として、今日的な課題と募金の必要性・共有すべき情報に重きを置き、住民が理解しやすい手法で伝える工夫が必要ではないかと考える。

また、今後はさらにタレントや人気キャラを用いたPR活動、イベント開催なども取り入れ、一層の運動強化をはかっていただきたい。

運動資材のキャラクター選定については、一部のファン向けではなく、万人受けする人気キャラクターとして欲しい。また、資材はポケットティッシュ等の日常的に使用できるものを取り入れて欲しいといった意見があった。

一方、運動資材については、削減されてもそれに応じた活動をするので、活用方針を強く示していただきたいとの意見もあった。

## 2 募金の目標額について

市町村によっては、高齢化・人口減少により、目標額の達成が困難になりつつあるため、柔軟に対応していただきたい。

## 3 募金の集金方法について

募金を集めることに対し、一部の民生委員から疑問が寄せられた。県共同募金会として民生委員の役割の明確化、明示をしていただきたい。また、今後も、募金箱設置協力店舗として、県内のチェーン店等を増やしていただきたい。

## 4 募金の配分について

A募金に関しては、各団体の財政状況を考慮し、人件費や事務費を含む法人運営費全般に支出できるよう、柔軟に対応していただきたいという意見が多い。また、地元へ還元して使用できるB募金配分の増額の意見や、歳末募金（C募金）に関しては、配分金を支出できる期間が限定されていると、実施できる事業も限られてしまうことから、使途の拡大と使用期間の延長をすべきとの意見がある。

募金額の減少の主な原因としては、社会的弱者や学校・地区への助成事業が多く、現役世代や子育て世代に還元される事業が少ないため、住民自身が募金による恩恵を直接的に享受できていない印象を持っており、手応えを実感できていないことによると思われる。そのため、これまで以上に、助成事業の透明化・可視化が必要であり、それぞれの市町村、多様な世代に募金が還元されるよう、配分を配慮されたいといった意見がある。

## 5 支会運営について

支会を担う市町村社会福祉協議会では、財政が逼迫している中、募金の協力依頼時の説明時間や共同募金のデータ入力、諸報告に係る事務量の増加に伴い、事務に係る人件費や広報時の経費、コピー代が年々増加しており、不足分を自主財源から補填しているため、実情に合った事務費の配分を検討していただきたい。また、イベントなどで土日や時間外の業務も増加しており、時間外手当についても認めていただきたいとの意見や、OA機器のリース料を賃借料として認めて欲しいとの意見があった。